

伊勢市公報

第455号
令和6年10月21日
月曜日

目次

	頁
条 例	
○ 伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例	2
○ 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び伊勢市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	4
○ 伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	7
○ 伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例	9
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	13
○ 伊勢市地区集会所条例の一部を改正する条例	15
○ 伊勢市工場等立地促進条例の一部を改正する条例	17
規 則	
○ 伊勢市工場等立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	21
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院経営強化プラン評価委員会規程	42
選挙管理委員会告示	
○ 衆議院議員総選挙関係	
・ 投票記載所における氏名等掲載順序のくじを行う場所及び日時について	45
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	46
・ 選挙人名簿登録の移替えの延期について	47
・ 郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて	48
・ 開票の場所及び日時について	49
・ 開票管理者及び同職務代理者の選任について	50
・ 開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について	51
・ 投票所の設置について	52
・ 期日前投票所の設置について	55
・ 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の設置について	56
・ 最高裁判所裁判官国民審査における開票の日時について	57
・ 最高裁判所裁判官国民審査における氏名等の掲示場所について	58
・ 最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票用紙等の交付場所について	59
・ 指定投票区の指定について	60
・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	61
・ 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について	63
・ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	69
・ ポスター掲示場の設置について	70
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	86
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	87
○ 負傷動物等の収容について	88
○ 負傷動物等の収容について	89
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	90

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 39 号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成 29 年伊勢市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 病院事業管理者の部市立伊勢総合病院改革プラン評価委員会の項を次のように改める。

市立伊勢総合病院経営強化プラン評価委員会	市立伊勢総合病院経営強化プランの実施状況についての点検及び評価に関する事項についての調査審議に関すること。	10 人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 医療又は病院の経営に関する知識経験を有する者 (3) その他病院事業管理者が必要と認める者	2 年
----------------------	---	--------	---	-----

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 6 年 10 月 15 日から施行する。
（市立伊勢総合病院改革プラン評価委員会の委員の任期に関する経過措置）
- この条例の施行の日の前日において市立伊勢総合病院改革プラン評価委員会の委員である者の任期は、改正前の別表第 1 の規定にかかわらず、その日に満了する。

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び伊勢市職員等の旅費に
関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第40号

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び伊勢市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表 2,600 円の項中

13,000 円

を

「13,000 円。ただし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年 法 律 第 114 号）別表第 1 の 1 の表備考に規定する甲地方の地域内における宿泊にあっては、14,800 円とする。」

に改める。

(伊勢市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第12条に次のただし書を加える。

ただし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1の表備考に規定する甲地方の地域内における宿泊に

あつては、1 夜につき 1 万3,100円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例別表の規定及び第2条の規定による改正後の伊勢市職員等の旅費に関する条例第12条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第41号

伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改める。

附則第14項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市職員退職手当支給条例第9条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した伊勢市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第42号

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例

伊勢市体育施設条例（平成17年伊勢市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表第1 伊勢市二見体育館の項中「伊勢市二見町茶屋213番地3」を「伊勢市二見町荘2033番地1」に改める。

別表第3 伊勢市二見体育館の項中「、毎週月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日」及び「（9月1日から翌年3月31日までは、午前9時から午後9時まで）」を削る。

別表第4の8の表を次のように改める。

8 伊勢市二見体育館

(1) 施設使用料

区分	アマチュアスポーツ又は文化関係事業のために使用する場合（1時間当たり）	その他の場合（1時間当たり）	備考
半面	530 円	2,360 円	1 時間未満は、1 時間とする。
全面	1,060 円	4,720 円	
ギャラリー	280 円	1,280 円	

備考

- 1 営利を目的とする場合は、その他の場合のそれぞれの使用料の金額の2倍とする。
- 2 使用時間は、準備及び原状回復のための時間を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	アマチュアスポーツ又は文化関係事業のために使用する場合（1時間当たり）	その他の場合（1時間当たり）	備考
----	-------------------------------------	----------------	----

	に使用する場合（1 時間 当たり）		
片面	470 円	940 円	1 時間未満 は、1 時間と する。
全面	940 円	1,880 円	
ギャラリー	250 円	510 円	

備考

- 1 営利を目的とする場合は、その他の場合のそれぞれの使用料の金額の 2 倍とする。
- 2 使用時間は、準備及び原状回復のための時間を含む。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の伊勢市二見体育館の使用に係る伊勢市体育施設条例第 6 条第 1 項の規定による許可、第 10 条第 1 項の規定による許可及び第 11 条第 1 項の規定による使用料の納付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条例第 6 条第 1 項及び第 2 項（第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条第 1 項、第 12 条及び第 13 条の規定並びにこの条例による改正後の伊勢市体育施設条例（次項において「新条例」という。）別表第 4 の 8 の表の規定の例により行うことができる。

（使用料に関する経過措置）

- 3 新条例別表第 4 の 8 の表の規定は、施行日以後の伊勢市二見体育館の使用に係る使用料について適用し、同日前の伊勢市二見体育館の使用に

係る使用料については、なお従前の例による。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第43号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第32条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

伊勢市地区集会所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第44号

伊勢市地区集会所条例の一部を改正する条例

伊勢市地区集会所条例（平成17年伊勢市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条の表伊勢市一之木地区集会所の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市工場等立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第45号

伊勢市工場等立地促進条例の一部を改正する条例

伊勢市工場等立地促進条例（平成23年伊勢市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市企業立地促進条例

第1条中「工場等」を「企業」に改める。

第2条第1号中「工場等」を「対象施設」に改め、同条第3号中「工場等」を「対象施設」に、「操業している」を「稼働している」に改め、同条第4号中「工場等」を「対象施設」に、「所有しない」を「有しない」に、「、又は」を「又は」に、「所有する」を「有する」に改め、同条第5号中「工場等」を「対象施設」に、「所有する」を「有する」に、「、又は」を「又は」に改め、同条第6号中「工場等」を「対象施設」に、「所有する」を「有する」に、「縮小又は」を「縮小し、又は」に改め、同条第7号中「工場等」を「対象施設」に改め、同条第8号中「取得した工場等」を「取得した対象施設」に、「償却資産」を「償却資産のうち、第5条第1項の指定がされた日（以下「指定日」という。）から当該対象施設の稼働を開始した日（以下「稼働開始日」という。）までの間に取得したもの」に改め、「合計額」の次に「（消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額）」を加え、同号ただし書を削り、同条第9号中「工場等」を「対象施設」に、「第5条第1項の指定がされた日（以下「指定日」という。）」を「指定日」に、「当該工場等の操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）までに」を「稼働開始日までの間に」に改め、同条第10号中「第2条第1項第1号に定める中小企業者」を「第2条第1項各号のいずれかに該当する会社又は個人」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「工場等」を「対象施設」に改める。

第4条第1項第2号ただし書及び第4号中「工場等」を「対象施設」に改め、同項第5号中「工場等」を「対象施設」に、「操業する」を「稼働する」に改め、同項第7号中「工場等」を「対象施設」に、「売買代金を完済する」を「代金の支払を完了する」に改め、同項第8号中「第5条第1項」を「次条第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

- (9) 市町村税（都税（市町村税として課することができる税目に限る。）及び特別区税を含む。）を滞納していないこと。

第4条第2項第1号中「及び第8号」を「、第8号及び第9号」に改め、同項第2号ただし書中「工場等」を「対象施設」に改め、同条第3項第1号中「及び第8号」を「、第8号及び第9号」に改め、同項第2号ア及びイ以外の部分中「工場等」を「対象施設」に、「操業開始日から」を「稼働開始日から」に改め、同号ア及びイ中「工場等」を「対象施設」に、「操業開始日までに」を「稼働開始日までの間に」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 複数の事業者が共同して対象施設の立地を行う場合にあっては、これらの者（以下この項において「共同事業者」という。）を一の事業者とみなしてこの条例の規定を適用する。この場合において、第1項第1号及び第2号中「中小企業者」とあるのは「第4項に規定する共同事業者の全てが中小企業者である場合」と、第2項第2号本文中「中小企業者」とあるのは「第4項に規定する共同事業者の全てが中小企業者である場合」と、同号ただし書中「市内事業者が対象施設を立地する場合」とあるのは「同項に規定する共同事業者のうち当該対象施設に係る事業を行う者が市内事業者である場合」と、「中小企業者」とあるのは「同項に規定する共同事業者の全てが中小企業者である場合」と、前項第3号中「中小企業者」とあるのは「次項に規定する共同事業者の全てが中小企業者である場合」と、第6条第2項中「市内事業者に」とあるのは「第

4 条第 4 項に規定する共同事業者（以下この項において「共同事業者」という。）のうち当該対象施設に係る事業を行う者（以下この項において「主体事業者」という。）が市内事業者である場合に」と、「中小企業者」とあるのは「共同事業者の全てが中小企業者である場合」と、「市内事業者以外の者」とあるのは「主体事業者が市内事業者以外の者である場合」とする。

第 6 条第 1 項本文中「工場等」を「対象施設」に、「の売買代金」を「の代金」に改め、同項ただし書中「売買代金に相当する額」を「当該用地の代金に相当する額に100分の30を乗じて得た額（その額が 3 億円を超える場合は、3 億円）」に改め、同条第 2 項中「第 5 条第 1 項」を「前条第 1 項」に、「工場等」を「対象施設」に、「操業」を「稼働」に、「ものに」を「者に」に、「償却資産」を「償却資産のうち、指定日から稼働開始日までの間に取得したもの」に改める。

第 8 条の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「指定を」を「指定の全部又は一部を」に改め、同項第 3 号中「事業」を「当該指定に係る事業」に改め、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 不正な手段により奨励措置を受けたとき。

第10条中「工場等」を「対象施設」に改め、「実地に」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の伊勢市工場等立地促進条例第 5 条第 1 項の指定を受けている者に対する当該指定に係る奨励措置については、なお従前の例による。

伊勢市工場等立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和 6 年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第49号

伊勢市工場等立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市工場等立地促進条例施行規則（平成23年伊勢市規則第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市企業立地促進条例施行規則

第1条中「伊勢市工場等立地促進条例」を「伊勢市企業立地促進条例」に改める。

第5条中「工場等」を「対象施設」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定による申請は、複数の事業者が共同して対象施設の立地を行う場合にあっては、これらの者（以下「共同事業者」という。）が共同して行わなければならない。

3 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 申請を行う事業者の登記事項証明書
- (2) 申請を行う事業者の事業の概要が確認できる書類
- (3) 常時雇用される従業員（日々雇い入れられる者を除く。）の数が確認できる書類
- (4) 申請を行う事業者の直近3年間の財務諸表及び業務報告書
- (5) 対象施設の位置図
- (6) 立地に係る用地の取得が第2条各号に掲げる取引に該当しない旨の誓約書（用地取得奨励金の交付を受けようとする場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第6条に次の1項を加える。

2 前項の規定による奨励措置事業者指定書の交付は、複数の事業者が共同して対象施設の立地を行う場合にあっては、共同事業者の全てに対してするものとする。

第7条中「工場等」を「対象施設」に、「を市長」を「に次に掲げる書類を添付して、市長」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 対象施設の立地に係る用地の登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）の写し
- (2) 対象施設の立地に係る用地の取得に係る契約書の写し
- (3) 対象施設の平面図

第8条の見出し中「操業」を「稼働」に改め、同条中「工場等」を「対象施設」に、「操業を」を「稼働を」に、「操業開始届」を「稼働開始届」に改める。

第9条第1項第2号中「市税」を「市町村税（都税（市町村税として課することができる税目に限る。）及び特別区税を含む。）」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 投下固定資産総額が確認できる書類

第9条第2項本文中「工場等」を「対象施設」に、「操業」を「稼働」に、「10日以内に」を「3月を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日（市長が指定する立地にあつては、対象施設の稼働を開始した日から起算して3月を経過した日）までに」に改め、同項ただし書及び同条第3項中「工場等」を「対象施設」に改め、同条第4項中「工場等」を「対象施設」に、「操業」を「稼働」に改める。

第12条に次の1項を加える。

- 2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第13条中「工場等」を「対象施設」に、「指定事業者操業休止（廃止）届」を「指定事業者稼働休止（廃止）届」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

様式第 1 号から様式第 7 号までを次のように改める。

年 月 日

奨励措置事業者指定申請書

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の職・氏名
担当部署・担当者
電話番号

（共同して立地を行う場合は、別紙に記入し、提出してください。）

伊勢市企業立地促進条例第5条の規定により、奨励措置の対象事業者としての指定を受けたいので、伊勢市企業立地促進条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請する奨励金 ☐ 用地取得奨励金 ☐ 設備投資奨励金 ☐ 雇用奨励金
- 2 対象施設の概要
- (1) 種別 ☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 移設
- (2) 対象施設の立地の場所
- (3) 投下固定資産の規模及び総額（予定）

区分	面積（単位：㎡）	投下固定資産額（単位：千円）
土地		
家屋		
償却資産		
計		

(4) 広間及び客室（旅館業の用に供する施設の場合のみ記入すること。）

広間の面積 m^2

洋式の客室数 室

※ 広間を複数設置する場合については、最も面積が大きいものについて記入すること。

3 常時雇用従業員予定数

新規常時雇用従業員	新規採用	人
	市外からの配転	人
その他	市内からの配転	人
	出向・派遣等	人
計		人

4 造成工事の開始予定年月 年 月

5 造成工事の完了予定年月 年 月

6 建築工事の開始予定年月 年 月

7 建築工事の完成予定年月 年 月

8 稼働の開始予定年月 年 月

9 添付書類

10 業種及び事業概要

別紙（奨励措置事業者指定申請書）

共同事業者

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の職・氏名
担当部署・担当者
電話番号

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の職・氏名
担当部署・担当者
電話番号

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の職・氏名
担当部署・担当者
電話番号

※ 記入欄が不足する場合は、追加すること。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

奨励措置事業者指定書

様

伊勢市長



年 月 日付けで申請のありました指定事業者の指定については、下記のとおり条件を付して指定します。

記

- 1 事業者指定番号 年度第 号
- 2 対象施設の立地の場所
- 3 該当する奨励金
- 4 指定の条件

年 月 日

建設工事着手届

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の職・氏名
担当部署・担当者
電話番号

次のとおり対象施設の建設工事に着手しましたので、伊勢市企業立地促進条例施行規則第7条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

指 定 番 号	年度第 号
対 象 施 設 の 立 地 の 場 所	伊勢市
用 地 取 得 日	年 月 日
建 設 工 事 着 手 日	年 月 日
建設工事完成予定日	年 月 日
稼働開始予定日	年 月 日

添付書類

(宛先) 伊勢市長

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の職・氏名
担当部署・担当者
電話番号

稼働を開始したので、伊勢市企業立地促進条例施行規則第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

1	事業者指定番号	年度第	号
2	稼働開始年月日	年	月日
3	稼働開始時の事業概要		
4	投下固定資産の規模及び総額		

区分	面積（単位：㎡）	投下固定資産額（単位：千円）
土地		
家屋 （床面積）		
償却資産		
計		

5 新規常時雇用従業者数 人

年 月 日

用 地 取 得 奨 励 金 交 付 申 請 書

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の職・氏名
担当部署・担当者
電話番号

用地取得奨励金の交付を受けたいので、伊勢市企業立地促進条例施行規則第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|------------|-----|---|
| 1 | 事業者指定番号 | 年度第 | 号 |
| 2 | 事業指定年月日 | 年 月 | 日 |
| 3 | 用地取得価格 | | 円 |
| 4 | 用地取得奨励金申請額 | | 円 |
| 5 | 添付書類 | | |

※市記載欄

土地鑑定評価額	円
---------	---

年 月 日

設 備 投 資 奨 励 金 交 付 申 請 書

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者の職・氏名

担当部署・担当者

電話番号

設備投資奨励金の交付を受けたいので、伊勢市企業立地促進条例施行規則第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|----------------|-----|-----|
| 1 | 事業者指定番号 | 年度第 | 号 |
| 2 | 事業指定年月日 | 年 | 月 日 |
| 3 | 設備投資奨励金申請額 | | 円 |
| 4 | 設備投資奨励金の交付申請回数 | 第 | 回目 |
| 5 | 添付書類 | | |

年 月 日

雇 用 奨 励 金 交 付 申 請 書

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者の職・氏名

担当部署・担当者

電話番号

雇用奨励金の交付を受けたいので、伊勢市企業立地促進条例施行規則第9条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|--------------|-----|----------|
| 1 | 事業者指定番号 | 年度第 | 号 |
| 2 | 事業指定年月日 | 年 | 月 日 |
| 3 | 市内新規常時雇用従業員数 | 人（ | 年 月 日現在） |
| 4 | 雇用奨励金申請額 | 円 | |
| 5 | 添付書類 | | |

様式第 8 号中「伊勢市工場等立地促進条例施行規則」を「伊勢市企業立地促進条例施行規則」に改める。

様式第 9 号から様式第12号までを次のように改める。

年 月 日

奨 励 金 交 付 請 求 書

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の職・氏名
担当部署・担当者
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた奨励金について、伊勢市企業立地促進条例施行規則第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 奨励金の名称及び交付請求額

- ☐ 用地取得奨励金 円
- ☐ 設備投資奨励金 円（第 回目）
- ☐ 雇用奨励金 円

2 口座

振込先	銀行 信用金庫 農協	支店
預金種目	普通・当座	
口座番号		
ふりがな 口座名義		

年 月 日

事業 者 指 定 申 請 変 更 届

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の職・氏名
担当部署・担当者
電話番号

（共同して立地を行う場合は、別紙に記入し、提出してください。）

年 月 日付けで申請した奨励措置の対象事業者としての指定の内容に変更がありましたので、伊勢市企業立地促進条例第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 事業者指定番号 年度第 号

2 変更事項

変更前	
変更後	

3 変更理由

別紙（事業者指定申請変更届）

共同事業者

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の職・氏名
担当部署・担当者
電話番号

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の職・氏名
担当部署・担当者
電話番号

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の職・氏名
担当部署・担当者
電話番号

※ 記入欄が不足する場合は、追加すること。

年 月 日

指 定 事 業 者 稼 働 休 止（廃 止）届

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者の職・氏名

担当部署・担当者

電話番号

（共同して立地を行う場合は、別紙に記入し、提出してください。）

稼働を 休止 したので、伊勢市企業立地促進条例施行規則第 13 条の規定により、下記
廃止

のとおり届け出ます。

記

- 1 事業者指定番号 年度第 号
- 2 休止の期間又は廃止年月日
- 3 休止又は廃止の理由
- 4 用地取得奨励金の受領額 円
- 5 設備投資奨励金の受領額 円
- 6 雇用奨励金の受領額 円

別紙（指定事業者稼働休止（廃止）届）

共同事業者

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の職・氏名
担当部署・担当者
電話番号

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の職・氏名
担当部署・担当者
電話番号

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の職・氏名
担当部署・担当者
電話番号

※ 記入欄が不足する場合は、追加すること。

年 月 日

地 位 承 継 申 請 書

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の職・氏名
担当部署・担当者
電話番号

伊勢市企業立地促進条例第9条の規定により、指定事業者の地位を承継しましたので、伊勢市企業立地促進条例施行規則第14条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

対象施設	名 称	
	所在地	
指定の年月日		年 月 日
事業者指定番号		年度第 号
承継の年月日		年 月 日
被承継事業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び 法人にあつては、その代表者の職・氏名	
承 継 の 理 由		

様式第13号中「伊勢市工場等立地促進条例施行規則」を「伊勢市企業立地促進条例施行規則」に、「工場等の」を「対象施設の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市工場等立地促進条例施行規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市企業立地促進条例施行規則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

市立伊勢総合病院経営強化プラン評価委員会規程を次のように定める。

令和6年10月8日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第10号

市立伊勢総合病院経営強化プラン評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、市立伊勢総合病院経営強化プラン評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、経営推進部経営企画課において処理する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 6 年10月15日から施行する。
(市立伊勢総合病院改革プラン評価委員会規程の廃止)
- 2 市立伊勢総合病院改革プラン評価委員会規程（平成29年伊勢市病院事業管理規程第 3 号）は、廃止する。

伊勢市選挙管理委員会告示第9号

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載
所の候補者氏名等掲載順序のくじを行う場所及び日時を、下記のとおり定めます。

令和6年10月8日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 場 所 | 伊勢市御薊町長屋 1221 番地
御薊総合支所 2 階
伊勢市選挙管理委員会室 |
| 2 | 日 時 | 令和6年10月15日（火） 午後6時 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 10 号

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院議員総選挙における不在者投票用紙等の交付
場所を、下記のとおり定めます。

令和 6 年 10 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 伊勢市御薊町長屋 1221 番地 御薊公民館
- 2 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所東館
- 3 伊勢市二見町茶屋 420 番地 1 二見総合支所
- 4 伊勢市小俣町元町 540 番地 御薊公民館
- 5 伊勢市船江 1 丁目 471 番地 1 ミタス伊勢

伊勢市選挙管理委員会告示第 11 号

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院議員総選挙に伴い、令和 6 年 10 月 1 日以降同年 10 月 27 日までの間は、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条但し書の規定により、選挙人名簿の移替えは、これを行わず令和 6 年 10 月 28 日以後に延期します。

令和 6 年 10 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 12 号

公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 4 項の規定による不在者投票の
投票用紙等を選挙期日の公示の日前に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送
する時は、選挙期日の公示の日の前々日からと定めます。

令和 6 年 10 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 13 号

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院議員総選挙における伊勢市開票区の開票の日
時及び場所を、下記のとおり定めます。

令和 6 年 10 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 場 所 | 伊勢市小俣町新村 401 番地 1
三重電子スマイルアリーナ小俣
(伊勢市小俣総合体育館) |
| 2 | 日 時 | 令和 6 年 10 月 27 日 (日) 午後 9 時 30 分 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 14 号

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院議員総選挙における伊勢市開票区開票管理者
及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

令和 6 年 10 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

開 票 管 理 者		開票管理者の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	竜田 節夫	省略	潮崎 明義

伊勢市選挙管理委員会告示第 15 号

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院議員総選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を、下記のとおり定めます。

令和 6 年 10 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 場 所 | 伊勢市御菌町長屋 1221 番地
御菌総合支所 2 階
伊勢市選挙管理委員会室 |
| 2 | 日 時 | 令和 6 年 10 月 24 日（木） 午後 6 時 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 16 号

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院議員総選挙における各投票区の投票所を、別紙のとおり設置します。

令和 6 年 10 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

令和6年10月27日執行予定 衆議院議員総選挙投票所設置場所一覧表

	投票区名	所在地	投票所の場所
1	進 修	宇治浦田1丁目10番20号	宇治公民館
2	高 麗 広	宇治今在家町511番地	伊勢市立高麗広公民館
3	修道第1	桜木町55番地1	旧伊勢市さくらぎ保育所
4	修道第2	久世戸町5番地1	伊勢市立修道小学校 会議室
5	明倫第1	岡本1丁目18番21号	伊勢市立明倫小学校 ワークスペース
6	明倫第2	岩渕1丁目7番29号	伊勢市役所本庁舎1階ホール
7	有緝第1	船江2丁目2番5号	伊勢市立有緝小学校 会議室
8	有緝第2	船江2丁目2番29号	有緝こども園
9	有緝第3	船江3丁目11番44号	船江保育園
10	厚生第1	一之木2丁目9番11号	一之木町会事務所（一之木ふれあいセンター隣）
11	厚生第2	宮後2丁目3番21号	宮後町公会堂
12	厚生第3	一志町1番4号	伊勢市立厚生小学校 ランチルーム
13	早 修	常磐3丁目10番19号	伊勢市立早修小学校 フレンドルーム
14	中島第1	二俣1丁目2番17号	伊勢市立中島小学校 校舎内(廊下スペース)
15	中島第2	中島2丁目13番4号	中島こども園
16	中島第3	辻久留3丁目17番5号	社会福祉法人三重済美学院
17	神 社	神社港295番地20	神社港公民館（旧神社幼稚園）
18	大 湊	大湊町1118番地194	旧伊勢市立大湊小学校校舎内
19	浜郷第1	神久2丁目7番18号	三重県立伊勢工業高校武道館
20	浜郷第2	黒瀬町1637番地	浜郷保育所
21	浜郷第3	一色町1682番地	一色町公民館
22	宮本第1	旭町319番地	伊勢市立宮山小学校 ランチルーム
23	宮本第2	佐八町728番地2	佐八保育園
24	豊浜第1	西豊浜町1779番地	伊勢市立豊浜西小学校 会議室
25	豊浜第2	東豊浜町299番地1	伊勢市立豊浜東小学校 1階教室
26	北浜第1	有滝町2638番地	有滝町民会館
27	北浜第2	村松町4011番地1	村松町松寿会館
28	北浜第3	東大淀町201番地1	東大淀町民会館
29	城田第1	上地町1767番地	上地町公民館
30	城田第2	栗野町472番地	伊勢市立城田中学校 被服室
31	四郷第1	楠部町2484番地	四郷地区コミュニティセンター
32	四郷第2	朝熊町1994番地1	伊勢市あさま児童センター
33	四郷第3	鹿海町994番地1	鹿海町公民館
34	沼木第1	上野町2841番地2	伊勢市立上野小学校 会議室
35	沼木第2	円座町1573番地4	円座町自治会館
36	沼木第3	横輪町589番地1	横輪町公民館
37	沼木第4	矢持町菖蒲125番地2	伊勢市消防団上野分団矢持班車庫

令和6年10月27日執行予定 衆議院議員総選挙投票所設置場所一覧表

	投票区名	所在地	投票所の場所
38	二見第1	二見町江683番地2	江コミュニティセンター
39	二見第2	二見町今一色3番地	旧伊勢市立今一色小学校校舎内
40	二見第3	二見町茶屋209番地	二見公民館
41	二見第4	二見町光の街907番地7	二見浦小・二見中学校 ふたみホール
42	小俣第1	小俣町本町3番地	伊勢市小俣農村環境改善センター
43	小俣第2	小俣町元町540番地	小俣公民館
44	小俣第3	小俣町相合750番地	伊勢市立小俣中学校 音楽室
45	小俣第4	小俣町明野1939番地	伊勢市立明野小学校 図工室
46	小俣第5	小俣町明野1481番地	明野幼稚園（三重県立明野高等学校隣）
47	御薊第1	御薊町高向686番地8	新高公民館
48	御薊第2	御薊町高向2658番地1	高向公民館
49	御薊第3	御薊町長屋1221番地	御薊総合支所
50	御薊第4	御薊町上條1173番地1	伊勢市御薊B&G海洋センター

伊勢市選挙管理委員会告示第 17 号

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、下記のとおり設置します。

令和 6 年 10 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

1 期日前投票所

御菌期日前投票所 御菌公民館 御菌町長屋 1221 番地

2 増設する期日前投票所

本庁期日前投票所	伊勢市役所東館	岩渕 1 丁目 7 番 29 号
二見期日前投票所	二見総合支所	二見町茶屋 420 番地 1
小俣期日前投票所	小俣公民館	小俣町元町 540 番地
ミタス伊勢期日前投票所	ミタス伊勢	船江 1 丁目 471 番地

3 増設期間

令和 6 年 10 月 16 日（水）～ 10 月 26 日（土）

本庁期日前投票所、二見期日前投票所、小俣期日前投票所

令和 6 年 10 月 19 日（月）～ 10 月 26 日（土）

ミタス伊勢期日前投票所

伊勢市選挙管理委員会告示第 18 号

令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される第 48 条の 2 第 1 項の規定により、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を下記のとおり指定します。

令和 6 年 10 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

御薊期日前投票所	御薊公民館	御薊町長屋 1221 番地
本庁期日前投票所	伊勢市役所東館	岩渕 1 丁目 7 番 29 号
二見期日前投票所	二見総合支所	二見町茶屋 420 番地 1
小俣期日前投票所	小俣公民館	小俣町元町 540 番地
ミタス伊勢期日前投票所	ミタス伊勢	船江 1 丁目 471 番地

伊勢市選挙管理委員会告示第 19 号

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の最高裁判所裁判官国民審査における伊勢市開票区
の開票の日時を、下記のとおり定めます。

令和 6 年 10 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

日 時 令和 6 年 10 月 27 日（日） 午後 9 時 30 分

伊勢市選挙管理委員会告示第 20 号

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される
最高裁判所裁判官の氏名及び最高裁判所の裁判官に任命された年月日の掲示場所は、
各投票所内と定めます。

令和 6 年 10 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 21 号

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

令和 6 年 10 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

伊勢市御菌町長屋 1221 番地 御菌公民館

伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所東館

伊勢市二見町茶屋 420 番地 1 二見総合支所

伊勢市小俣町元町 540 番地 小俣公民館

伊勢市船江 1 丁目 471 番地 1 ミタス伊勢

伊勢市選挙管理委員会告示第 22 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 7 項及び公職選挙法施行令

（昭和 25 年政令第 89 号）第 26 条第 1 項の規定により指定投票区及び指定関係投票区

を下記のとおり定めます。

令和 6 年 10 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

指定投票区 御薗第 3 投票区

指定関係投票区 御薗第 3 投票区以外のすべての投票区

伊勢市選挙管理委員会告示第 23 号

令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員総選挙における投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任します。

令和 6 年 10 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

令和6年10月27日執行予定 衆議院議員総選挙

投票管理者及び同職務代理者一覧表

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
進修投票区	伊勢市	米本 武俊	伊勢市	中西 弘幸
高麗広投票区	伊勢市	中村 哲也	伊勢市	東 良二
修道第1投票区	伊勢市	森本 真成	伊勢市	川本 浩司
修道第2投票区	伊勢市	東世古 幸久	伊勢市	羽根 隆太
明倫第1投票区	伊勢市	平見 典彦	伊勢市	奥野 明宏
明倫第2投票区	伊勢市	丸山 美幸	伊勢市	神生 千恵子
有錫第1投票区	伊勢市	西井 清子	伊勢市	阿竹 信一
有錫第2投票区	伊勢市	前村 忍	伊勢市	谷本 陽平
有錫第3投票区	伊勢市	南平 貫志	伊勢市	阿竹 美津子
厚生第1投票区	伊勢市	竹澤 正浩	伊勢市	加藤 寿人
厚生第2投票区	伊勢市	今井 正人	伊勢市	八田 信
厚生第3投票区	伊勢市	藤川 圭司	伊勢市	奥野 明日香
早修投票区	伊勢市	増田 研一郎	伊勢市	井上 安里
中島第1投票区	多気郡	岡井 孝浩	伊勢市	竹野 陽介
中島第2投票区	伊勢市	西川 善大	伊勢市	三宅 亮次
中島第3投票区	伊勢市	小林 正幸	伊勢市	中川 要
神社投票区	伊勢市	世古口 泰彦	伊勢市	竹原 幹
大湊投票区	伊勢市	山下 智也	伊勢市	鈴木 友美
浜郷第1投票区	伊勢市	濱口 新	伊勢市	鎌田 茂樹
浜郷第2投票区	伊勢市	見並 卓也	伊勢市	福本 佳大
浜郷第3投票区	伊勢市	山崎 幸喜	伊勢市	酒徳 芳正
宮本第1投票区	度会郡	上田 之晴	伊勢市	井村 明弘
宮本第2投票区	伊勢市	大西 隆	伊勢市	山本 真史
豊浜第1投票区	伊勢市	北村 幸治	伊勢市	奥野 覚
豊浜第2投票区	伊勢市	奥田 教行	度会郡	青山 嘉代
北浜第1投票区	伊勢市	山口 一馬	伊勢市	中川 真知子
北浜第2投票区	松阪市	徳田 光良	伊勢市	中居 一晃
北浜第3投票区	伊勢市	沖塚 孝久	伊勢市	森 大輔
城田第1投票区	伊勢市	西井 道治	伊勢市	横田 和貴
城田第2投票区	伊勢市	小林 進	伊勢市	西井 有希
四郷第1投票区	伊勢市	中川 一雄	伊勢市	杉原 匠
四郷第2投票区	伊勢市	上田 淳一	伊勢市	太田 徹
四郷第3投票区	伊勢市	奥野 修司	伊勢市	谷本 美貴
沼木第1投票区	度会郡	西村 明裕	伊勢市	北村 智
沼木第2投票区	伊勢市	森本 真人	伊勢市	谷口 久美
沼木第3投票区	度会郡	松田 康	伊勢市	東野 晴香
沼木第4投票区	多気郡	西尾 正美	伊勢市	中村 尚
二見第1投票区	伊勢市	山本 佳典	伊勢市	川端 裕子
二見第2投票区	伊勢市	吉居 寛典	伊勢市	豊岡 賢司
二見第3投票区	伊勢市	古川 毅	伊勢市	尾西 学
二見第4投票区	伊勢市	奥田 隆良	伊勢市	濱千代 雅章
小俣第1投票区	伊勢市	太田 英明	度会郡	岡村 基司
小俣第2投票区	伊勢市	西山 早苗	伊勢市	北村 文華
小俣第3投票区	伊勢市	倉野 隆宏	伊勢市	福浦 馨
小俣第4投票区	伊勢市	南 裕之	度会郡	楠川 教寛
小俣第5投票区	志摩市	天満 徹	伊勢市	野中 久司
御薗第1投票区	伊勢市	林 歩	伊勢市	佐々木 徹
御薗第2投票区	伊勢市	北村 祥広	松阪市	中谷 和人
御薗第3投票区	伊勢市	堀畑 智男	伊勢市	東浦 富美
御薗第4投票区	伊勢市	谷 ともえ	伊勢市	柑子木 真由美

伊勢市選挙管理委員会告示第 24 号

令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びこれを代理すべき者を、別紙のとおり選任します。

令和 6 年 10 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

○御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	雪岡 義	令和6年10月16日
	中東 松衛	
伊勢市	吉野 恵子	令和6年10月17日
伊勢市	中北 幸宏	令和6年10月18日
伊勢市	中東 松衛	令和6年10月19日
	西田 均	
伊勢市	吉野 恵子	令和6年10月20日
	中東 松衛	
伊勢市	中北 幸宏	令和6年10月21日
伊勢市	吉野 恵子	令和6年10月22日
伊勢市	中西 好一郎	令和6年10月23日
伊勢市	吉野 恵子	令和6年10月24日
伊勢市	中北 幸宏	令和6年10月25日
伊勢市	中東 松衛	令和6年10月26日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	中川 浩良	令和6年10月16日
伊勢市	河北 俊彦	令和6年10月17日
伊勢市	井波 真理子	令和6年10月18日
伊勢市	中山 幸則	令和6年10月19日
伊勢市	梅林 芳美	令和6年10月20日
伊勢市	小川 浩	令和6年10月21日
伊勢市	中山 真理子	令和6年10月22日
伊勢市	中世古 潤	令和6年10月23日
伊勢市	石原 知枝	令和6年10月24日
伊勢市	中川 佳奈子	令和6年10月25日
伊勢市	常光 弘康	令和6年10月26日

1 投票管理者

別 表

○ミタス伊勢期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	潮崎 明義	令和6年10月19日
伊勢市	橋本 清美	令和6年10月20日
伊勢市	里中 綾子	令和6年10月21日
伊勢市	里中 綾子	令和6年10月22日
伊勢市	橋本 清美	令和6年10月23日
伊勢市	潮崎 明義	令和6年10月24日
伊勢市	潮崎 明義	令和6年10月25日
伊勢市	橋本 清美	令和6年10月26日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○ミタス伊勢期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	西村 峻	令和6年10月19日
度会郡	木下 喜之	令和6年10月20日
伊勢市	中西 弘幸	令和6年10月21日
伊勢市	上村 和義	令和6年10月22日
伊勢市	福田 智仁	令和6年10月23日
伊勢市	古野 拓	令和6年10月24日
伊勢市	堀井 茂毅	令和6年10月25日
伊勢市	井村 豊	令和6年10月26日

○二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	小崎 峰子	令和6年10月16日
伊勢市	濱口 敏彦	令和6年10月17日
伊勢市	三浦 徹	令和6年10月18日
伊勢市	出口 勇	令和6年10月19日
伊勢市	中村 省三	令和6年10月20日
伊勢市	田畑 千津子	令和6年10月21日
伊勢市	濱口 敏彦	令和6年10月22日
伊勢市	中村 省三	令和6年10月23日
伊勢市	田畑 千津子	令和6年10月24日
伊勢市	出口 勇	令和6年10月25日
伊勢市	三浦 徹	令和6年10月26日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
松阪市	坪内 理絵	令和6年10月16日
伊勢市	中西 早紀	令和6年10月17日
伊勢市	永井 正浩	令和6年10月18日
伊勢市	藪木 茂生	令和6年10月19日
伊勢市	西 ますみ	令和6年10月20日
伊勢市	竹澤 順子	令和6年10月21日
伊勢市	坂本 展章	令和6年10月22日
多気郡	江川 健	令和6年10月23日
伊勢市	河村 直弘	令和6年10月24日
伊勢市	松岡 薫	令和6年10月25日
伊勢市	尾本 義則	令和6年10月26日

○本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	大藪 記三	令和6年10月16日
伊勢市	龍田 洋	令和6年10月17日
伊勢市	加藤 壽美子	令和6年10月18日
伊勢市	堀井 和代	令和6年10月19日
伊勢市	鈴木 孝明	令和6年10月20日
伊勢市	岡本 忠佳	令和6年10月21日
伊勢市	中野 榮子	令和6年10月22日
伊勢市	加藤 壽美子	令和6年10月23日
伊勢市	龍田 洋	令和6年10月24日
伊勢市	岡本 忠佳	令和6年10月25日
伊勢市	堀井 和代	令和6年10月26日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	伊藤 元樹	令和6年10月16日
伊勢市	奥本 智礼	令和6年10月17日
津市	藤田 幸枝	令和6年10月18日
津市	大野 明子	令和6年10月19日
伊勢市	中山 有子	令和6年10月20日
伊勢市	松本 拓也	令和6年10月21日
松阪市	細川 亜紀	令和6年10月22日
伊勢市	田中 論子	令和6年10月23日
津市	田中 はるな	令和6年10月24日
伊勢市	倉野 雄介	令和6年10月25日
伊勢市	村田 雄紀	令和6年10月26日

1 投票管理者

別 表

○小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	小林 三保	令和6年10月16日
伊勢市	小林 三保	令和6年10月17日
伊勢市	大西 幸子	令和6年10月18日
伊勢市	中川 雅司	令和6年10月19日
伊勢市	中川 雅司	令和6年10月20日
伊勢市	小林 三保	令和6年10月21日
伊勢市	大西 幸子	令和6年10月22日
伊勢市	小林 三保	令和6年10月23日
伊勢市	大西 幸子	令和6年10月24日
伊勢市	中川 雅司	令和6年10月25日
伊勢市	中川 雅司	令和6年10月26日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	浅倉 麻衣子	令和6年10月16日
伊勢市	井村 勝仁	令和6年10月17日
伊勢市	中廣 弘	令和6年10月18日
伊勢市	中西 勇介	令和6年10月19日
伊勢市	奥山 武史	令和6年10月20日
伊勢市	中川 まゆみ	令和6年10月21日
伊勢市	梅森 裕	令和6年10月22日
度会郡	山中 強	令和6年10月23日
伊勢市	柳原 正紀	令和6年10月24日
伊勢市	山本 真里子	令和6年10月25日
伊勢市	松田 和裕	令和6年10月26日

伊勢市選挙管理委員会告示第 25 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和 6 年 10 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,037 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

16,973 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

33,946 人

（参考）永久選挙人名簿登録者総数 101,836 人

伊勢市選挙管理委員会告示第 26 号

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場を、別紙
のとおり設置します。

令和 6 年 10 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和6年10月27日執行予定 衆議院議員小選挙区)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘 要	
進修	伊勢市宇治館町 183-1	駐車場(赤福)	1-1	
進修	伊勢市宇治浦田 1丁目1	神宮祭主職舎前北側	1-2	
進修	伊勢市宇治中之切町 39-1地先	神宮会館東向かい側 国道23号線歩道	1-3	
進修	伊勢市宇治浦田 1丁目10-25地先	市営宇治第4駐車場西側	1-4	
進修	伊勢市宇治浦田 2丁目16	市立進修小学校正門横フェンス	1-5	
進修	伊勢市宇治浦田 3丁目20-19地先	滝倉団地 北側公園	1-6	
進修	伊勢市宇治浦田 3丁目21-15地先	清原飯金前主要地方道 伊勢磯部線ガードレール	1-7	
高麗広	伊勢市宇治今在家町 626地先	伊勢南勢線 永井橋付近 ※高麗広	2-1	
高麗広	伊勢市宇治今在家町 511	市立高麗広公民館入口	2-2	
修道第1	伊勢市桜木町 121	富樫公園 ※三交バス桜木町バス停付近	3-1	
修道第1	伊勢市桜木町 76-12	旧市営住宅旭ヶ台団地 旭ヶ台公園西側ガードレール	3-2	
修道第1	伊勢市中之町 232-41	中之町公園	3-3	
修道第1	伊勢市中村町桜ヶ丘 8地先	市営住宅中村町団地 南西側ガードレール	3-4	
修道第1	伊勢市中村町桜ヶ丘 100-50	桜ヶ丘公園南側	3-5	
修道第2	伊勢市楠部町 38-3	修道小学校付近 (徴古館方面)駐車場	4-1	
修道第2	伊勢市楠部町 48-22	市営庭球場駐車場フェンス	4-2	
修道第2	伊勢市勢田町 814-6地先	戦シモオカ設備向かい側 市道古市岡本線ガードレール	4-3	
修道第2	伊勢市勢田町 912-10	船江山団地公園	4-4	
修道第2	伊勢市倭町 30-1地先	天理教三重教務支庁前 御幸道路沿い	4-5	
明倫第1	伊勢市尾上町 1-30地先	橋詰公園	5-1	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和6年10月27日執行予定 衆議院議員小選挙区)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
明倫第1	伊勢市岡本 1丁目12	岡本公園南向かい側 市道岡本岩渕1号線ガードレール	5-2	
明倫第1	伊勢市岡本 1丁目3-3	百五銀行伊勢支店前植込み	5-3	
明倫第1	伊勢市岡本 3丁目1	旧豊宮崎文庫跡東側	5-4	
明倫第1	伊勢市岡本 3丁目3-17地先	三重近鉄タクシー(株)車庫北側	5-5	
明倫第1	伊勢市藤里町 698-15地先	角前胃腸科医院東向かい側 主要地方道伊勢磯部線 ガードレール	5-6	
明倫第2	伊勢市岩渕 1丁目3-19	真珠会館前フェンス	6-1	
明倫第2	伊勢市岩渕 1丁目7-29	伊勢市役所本庁舎前南側	6-2	
明倫第2	伊勢市岩渕 1丁目13-15	シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢(伊勢 市観光文化会館前東側)	6-3	
明倫第2	伊勢市岩渕 2丁目7-11地先	岩渕公園	6-4	
明倫第2	伊勢市岩渕 3丁目3-30地先	錦水橋東詰交差点付近 御幸道路沿いフェンス	6-5	
明倫第2	伊勢市吹上 1丁目11-34地先	JR参宮線吹上町踏切北側歩道	6-6	
明倫第2	伊勢市岩渕 2丁目8-23地先	勢田川 桜橋西詰め南側フェンス	6-7	
有緝第1	伊勢市河崎 1丁目2-13地先	中寺前公園東側	7-1	
有緝第1	伊勢市河崎 1丁目6-37	伊勢米穀企業組合倉庫南側	7-2	
有緝第1	伊勢市河崎 1丁目14-15地先	鶴辺公園西側	7-3	
有緝第1	伊勢市河崎 1丁目4-35地先	旭公園北側	7-4	
有緝第1	伊勢市河崎 3丁目16	勢田川 北新橋南詰東側 ガードレール	7-5	
有緝第1	伊勢市河崎 3丁目3-26	河崎南側公民館前	7-6	
有緝第2	伊勢市船江 2丁目3-2地先	有緝公園南側	8-1	
有緝第2	伊勢市船江 1丁目16-19	ビレッジハウス船江 三重南集中管理事務所フェンス	8-2	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和6年10月27日執行予定 衆議院議員小選挙区)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘 要	
有綫第2	伊勢市船江 2丁目12-5地先	築地公園西側	8-3	
有綫第2	伊勢市船江 2丁目27-43	東邦ガス(株)伊勢サービスセンター横ガード レール	8-4	
有綫第2	伊勢市船江 1丁目3-18地先	船江公園南側	8-5	
有綫第2	伊勢市船江 1丁目11-12地先	社前公園東側	8-6	
有綫第3	伊勢市船江 3丁目8-20地先	的場児童公園南東側	9-1	
有綫第3	伊勢市船江 3丁目3-8地先	三交バス船江バス停付近 県道宇治山田港伊勢市停車場線 ガードレール	9-2	
有綫第3	伊勢市船江 3丁目11-6地先	新道公園東側	9-3	
有綫第3	伊勢市船江 4丁目29-4地先	さつき公園南側	9-4	
有綫第3	伊勢市船江 3丁目16-51地先	ぎゅーとらハイジニー店南向かい側 ガードレール	9-5	
有綫第3	伊勢市船江 4丁目7-46地先	エパーグリーン船江公園 南側フェンス沿い	9-6	
厚生第1	伊勢市一之木 1丁目3-6地先	須原大社東側	10-1	
厚生第1	伊勢市一之木 2丁目11-18地先	中央公園北側	10-2	
厚生第1	伊勢市一之木 3丁目19-9地先	小西酒店北向かい側駐車場	10-3	
厚生第1	伊勢市一之木 5丁目6-22地先	市道一之木ガードレール ※市道藤社御園線 検尻川の橋南詰め	10-4	
厚生第1	伊勢市一之木 5丁目5-3	市立厚生中学校運動場 西側フェンス	10-5	
厚生第1	伊勢市一之木 5丁目16-6地先	市道船江一之木線 河川沿いガードレール ※菊川産婦人科付近	10-6	
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目2-7地先	JR・近鉄桜新道踏切 主要地方道鳥羽松阪線ガードレール	11-1	
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目22-16地先	JR・近鉄桜新道踏切北口 市道北口線ガードレール	11-2	
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目26-26地先	立正佼成会伊勢支部南向かい側 市道北口線ガードレール	11-3	
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目11-22地先	宮後公園南側フェンス	11-4	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和6年10月27日執行予定 衆議院議員小選挙区)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
厚生第3	伊勢市一志町 1-4	市立厚生小学校正門北側フェンス	12-1	
厚生第3	伊勢市一志町 5-1地先	外宮北御門前広場前	12-2	
厚生第3	伊勢市八日市場町 13-35	市立伊勢図書館前植込み	12-3	
厚生第3	伊勢市大世古 1丁目10-30	大豊和紙工業(株)西側	12-4	
厚生第3	伊勢市大世古 4丁目2-13地先	大世古公園南側	12-5	
厚生第3	伊勢市曾祢 1丁目9-26	(株)音羽 駐車場西側フェンス	12-6	
厚生第3	伊勢市曾祢 2丁目6-3地先	奥新町公園西側	12-7	
早修	伊勢市曾祢 1丁目15-15地先	今之社公園北側	13-1	
早修	伊勢市常磐 1丁目8-2地先	清之井公園西側	13-2	
早修	伊勢市常磐 1丁目17-17	早修資源拠点ステーション前 ※JR山田上口駅前	13-3	
早修	伊勢市常磐 3丁目8-8	市民武道館東側	13-4	
早修	伊勢市浦口 1丁目11-9地先	出口公園東側	13-5	
早修	伊勢市浦口 2丁目13-15地先	浦口公園西側	13-6	
早修	伊勢市浦口 3丁目1-29	法住院かさもり稲荷西側フェンス	13-7	
中島第1	伊勢市浦口 4丁目28-5	浦口団地フェンス	14-1	
中島第1	伊勢市二俣 1丁目2	市立中島小学校 南側フェンス	14-2	
中島第1	辻久留1丁目 15-24地先	秋葉山トンネル上フェンス	14-3	
中島第1	伊勢市二俣 2丁目4-20地先	西口公園	14-4	
中島第1	伊勢市辻久留 2丁目8-7	勢田川浄化揚水機場フェンス ※三交バス 論出バス停付近	14-5	
中島第2	伊勢市中島 1丁目3	出雲町自治会会所横駐車場 フェンス	15-1	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和6年10月27日執行予定 衆議院議員小選挙区)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
中島第2	伊勢市中島 1丁目12	三交バス度会橋バス停東向かい側 市道浦口中島線ガードレール ※度会橋東詰め	15-2	
中島第2	伊勢市中島 2丁目11-27地先	中部電力度会橋変電所南側 市道中島2丁目1号線 水路沿いガードレール	15-3	
中島第2	伊勢市中島 2丁目6-6地先	小川公園東側	15-4	
中島第2	伊勢市宮川 1丁目3-3地先	伊勢御園高架橋下フェンス	15-5	
中島第2	伊勢市宮川 2丁目4-48地先	千巻印刷産業(株)駐車場	15-6	
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目6-13地先	博多ラーメンhiro北側空地	16-1	
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目4-37地先	清水バス停付近フェンス (榑鈴木内装付近)	16-2	
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目3-17地先	(榑鈴木内装付近)水路 市道宮川郷1号線ガードレール	16-3	
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目20-13地先	三郷山上り口北側空地 ※市営住宅万所団地付近	16-4	
中島第3	伊勢市辻久留町 545-165	辻久留台第3公園	16-5	
神社	伊勢市神社港 294	市立旧神社小学校北側フェンス	17-1	
神社	伊勢市竹ヶ鼻町 100	市立港中学校西側フェンス	17-2	
神社	伊勢市小木町 538	三交バス ララパークバス停横	17-3	
神社	伊勢市小木町 225	小木町公民館南向かい側公園	17-4	
神社	伊勢市馬瀬町 1202-9地先	市道神社馬瀬2号線ガードレール	17-5	
神社	伊勢市下野町 726-3	下野町公民館前	17-6	
大湊	伊勢市大湊町 1118-194	市立旧大湊小学校西側フェンス	18-1	
大湊	伊勢市大湊町 106-2地先	明神ポンプ場北側 市道大湊15-1号線ガードレール	18-2	
大湊	伊勢市大湊町 783-11	大湊町民会館前広場	18-3	
大湊	伊勢市大湊町 656-2	(株)鈴工前塀	18-4	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和6年10月27日執行予定 衆議院議員小選挙区)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
大湊	伊勢市大湊町 413-2	三交バス西町バス停付細道 (伊勢湾方面)奥 畑	18-5	
大湊	伊勢市大湊町 264-66地先	市道大湊2号線水路沿いガードレール ※大湊みどり苑入口付近	18-6	
浜郷第1	伊勢市神久 1丁目5-5地先	寝起松公園内西側植込み	19-1	
浜郷第1	伊勢市神田久志本町 1436-1	旧伊勢市消防本部庁舎前	19-2	
浜郷第1	伊勢市神久 2丁目7-15	日本通運(株)伊勢営業所 西側フェンス	19-3	
浜郷第1	伊勢市神久 4丁目2-6地先	神久町バス停付近 三重県南部自動車整備協同組合 北側畑	19-4	
浜郷第1	伊勢市神久 4丁目8-22地先	自性軒付近 水路横倉庫前空地	19-5	
浜郷第1	伊勢市神久 3丁目6-15地先	神久町バス停付近 伊勢二見線沿い曲がり角 三角地空地	19-6	
浜郷第1	伊勢市神久 6丁目5-8地先	麦酒蔵・二軒茶屋餅第二駐車場	19-7	
浜郷第2	伊勢市黒瀬町 1648	市立浜郷小学校西側フェンス	20-1	
浜郷第2	伊勢市黒瀬町 1718-4	黒瀬第1公園南側	20-2	
浜郷第2	伊勢市田尻町 129地先	勢田川 磯田建築前 勢田大橋北詰め東側	20-3	
浜郷第2	伊勢市田尻町 179	牟山中臣神社前 (ムヤマナカオミジンジャ)	20-4	
浜郷第2	伊勢市通町 1435	栄通神社前 (エイツウジンジャ)	20-5	
浜郷第3	伊勢市一色町 1299-18地先	勢田川堤防沿い ※一色保育園付近	21-1	
浜郷第3	伊勢市一色町 1649地先	勢田川堤防 一色町公民館案内掲示板付近	21-2	
浜郷第3	伊勢市一色町 1692-3地先	一色大橋東詰め南側 県道宇治山田港伊勢市停車場線 ガードレール	21-3	
浜郷第3	伊勢市一色町 1682	一色町公民館北側フェンス	21-4	
浜郷第3	伊勢市一色町 1612	一色神社東側	21-5	
宮本第1	伊勢市藤里町 582-1	ぎゅーとら藤里店 裏側方面柿畑東側	22-1	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和6年10月27日執行予定 衆議院議員小選挙区)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
宮本第1	伊勢市藤里町 489-1	JA伊勢蓮台寺柿共同選果場前	22-2	
宮本第1	伊勢市藤里町 145-2	大心館道場付近柿畑	22-3	
宮本第1	伊勢市旭町 396-4	市道宮本1号線 新旭橋西詰め空地	22-4	
宮本第1	伊勢市旭町 365-2	廻房柿右衛門 南東側道路向かい 市道宮本1号線ガードレール	22-5	
宮本第1	伊勢市旭町 53-1	旭団地付近 畑	22-6	
宮本第1	伊勢市前山町 355-4	宮本地区コミュニティセンター 三角地	22-7	
宮本第1	伊勢市藤里町 1-171	伊勢市上水道ふじが丘加圧 ポンプ場南側空地	22-8	
宮本第1	伊勢市前山町 1385地先	オギケンホーム東側 市道宮本2号線沿い空地	22-9	
宮本第2	伊勢市大倉町 1553-37	うぐいす台1号公園南東側フェンス	23-1	
宮本第2	伊勢市大倉町 74-4	大倉バス停横 畑	23-2	
宮本第2	伊勢市佐八町 2287	市立佐八小学校前フェンス	23-3	
宮本第2	伊勢市佐八町 2129	佐八町公民館広場	23-4	
宮本第2	伊勢市津村町 762-1	緑林イマニティ向かい側 畑	23-5	
宮本第2	伊勢市津村町 482	津村町公民館広場	23-6	
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 5436	丁塚古墳北公園西側	24-1	
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 1779	市立豊浜西小学校体育館 西側フェンス	24-2	
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 90	野依ふれあい公園入口付近	24-3	
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 747-1	野依ふれあい公園付近 ブロック塀(街タクミ付近)	24-4	
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 6051	小川橋付近空地	24-5	
豊浜第1	伊勢市植山町 486	植山町民会館南側フェンス	24-6	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和6年10月27日執行予定 衆議院議員小選挙区)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
豊浜第1	伊勢市磯町 1032	磯町資源ごみステーション 西側空地	24-7	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 1949-11	東豊浜魚市場西入口付近	25-1	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 1161	県道豊北港小俣線沿い 畑	25-2	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 3707	ナリス化粧品模 倉庫前	25-3	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 299	市立豊浜東小学校東側フェンス	25-4	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 154地先	西条排水機場南西側	25-5	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 1453	東豊浜町西条公民館 西側ブロック塀	25-6	
豊浜第2	伊勢市桧原町 594地先	市道桧原堤線(堤防)沿い ガードレール	25-7	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 3224	漁協前バス停(豊北漁港方面) ブロック塀	25-8	
北浜第1	伊勢市有滝町 2310	漁免道路入口 天白商店作業所東側空地	26-1	
北浜第1	伊勢市有滝町 2959	三交バス 旧有滝バス停 広場地蔵尊前	26-2	
北浜第1	伊勢市有滝町 2639	有滝町民会館前	26-3	
北浜第1	伊勢市有滝町 2030地先	伊勢湾農協 有滝付近	26-4	
北浜第1	伊勢市有滝町 1557-1	ありたき農村公園	26-5	
北浜第2	伊勢市村松町 3-1	北浜地区コミュニティセンター西側	27-1	
北浜第2	伊勢市村松町 4011-1	村松町民会館前	27-2	
北浜第2	伊勢市村松町 435地先	仲由水産(株)入口西側 主要地方道伊勢松阪線 ガードレール	27-3	
北浜第2	伊勢市村松町 1883-3地先	サンコーデンキ北浜店南側空地	27-4	
北浜第2	伊勢市村松町 3840-2	村松町舟神龍宮南側	27-5	
北浜第2	伊勢市村松町 3118地先	亀池排水機場東側	27-6	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和6年10月27日執行予定 衆議院議員小選挙区)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
北浜第2	伊勢市村松町 3292	市立北浜小学校フェンス	27-7	
北浜第3	伊勢市東大淀町 4158	おかげバス 東大淀口バス停西側 主要地方道伊勢松阪線 ガードレール	28-1	
北浜第3	伊勢市東大淀町 351	市立東大淀小学校 正門西側ブロック塀	28-2	
北浜第3	伊勢市東大淀町 187-6	北村物産(株)工場東側 畑	28-3	
北浜第3	伊勢市村松町 1389-26	(株)エルモ横駐車場	28-4	
北浜第3	伊勢市東大淀町 3868	JA伊勢 伊勢北部支店東大淀 南向かい側 畑	28-5	
北浜第3	伊勢市柏町 623-2	柏町バス停近く空地	28-6	
北浜第3	伊勢市柏町 762-5	柏団地入口案内板西向側空地	28-7	
北浜第3	伊勢市東大淀町 103	東大淀公園フェンス	28-8	
城田第1	伊勢市上地町 1767	上地町公民館前	29-1	
城田第1	伊勢市上地町 1561-2	上地南バス停付近 畑	29-2	
城田第1	伊勢市上地町 1851-1	上地町東組公民館西向かい側 畑	29-3	
城田第1	伊勢市上地町 3849	上地町中楽山公民館付近 畑	29-4	
城田第1	伊勢市上地町 2937	中久保湯田野公民館前	29-5	
城田第1	伊勢市上地町 2525	(有)吉村工作所付近 ※六軒家第一JR踏切付近	29-6	
城田第2	伊勢市上地町 450-69	城田団地第1公園フェンス	30-1	
城田第2	伊勢市栗野町 1235-1	栗野農業研修センター北側	30-2	
城田第2	伊勢市中須町 186-1地先	市道中須3-4号線ガードレール 山保モータース付近	30-3	
城田第2	伊勢市中須町 40-1	中須バス停付近 空地	30-4	
城田第2	伊勢市川端町 59	川端町公民館付近 空地	30-5	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和6年10月27日執行予定 衆議院議員小選挙区)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
城田第2	伊勢市川端町 312地先	(株)TOSHIN 前 市道伊勢玉城線ガードレール横	30-6	
四郷第1	伊勢市中村町 1681-1	中村公園	31-1	
四郷第1	伊勢市中村町 839-3	国道23号線月読宮前交差点南側 市道中村4号線ガードレール	31-2	
四郷第1	伊勢市中村町 325-285	五十鈴が丘団地東入口 五十鈴ヶ丘公園	31-3	
四郷第1	伊勢市楠部町 510-74	近鉄五十鈴川駅前東側空地	31-4	
四郷第1	伊勢市楠部町 3158	緑が丘2号公園西側	31-5	
四郷第1	伊勢市楠部町 1704-9	伊勢市消防団四郷分団楠部班 車庫横空地	31-6	
四郷第1	伊勢市楠部町 1010-2	おかげバス四郷小学校前 バス停前主要地方道鳥羽松阪線 ガードレール	31-7	
四郷第1	伊勢市一字田町 524-6	一字田公民館	31-8	
四郷第2	伊勢市朝熊町 1510-10地先	新朝熊橋南詰め東側 主要地方道鳥羽松阪線 ガードレール	32-1	
四郷第2	伊勢市朝熊町 1066-1地先	水晶橋付近 市道朝熊10-21号線沿い空地	32-2	
四郷第2	伊勢市朝熊町 1548	近鉄朝熊駅前ガード広場	32-3	
四郷第2	伊勢市朝熊町 1071-1地先	横橋南詰め東側 市道朝熊27号線 河川沿いガードレール	32-4	
四郷第2	伊勢市朝熊町 1677-11	朝熊市民館東側フェンス	32-5	
四郷第2	伊勢市朝熊町 2653-4	市営住宅駐車場前ガードレール	32-6	
四郷第2	伊勢市朝熊町 2602-4	東工業所西向かい側空地	32-7	
四郷第3	伊勢市鹿海町 701-2	鹿海口バス停付近交差点 畑	33-1	
四郷第3	伊勢市鹿海町 994-1	鹿海町公民館前公園	33-2	
四郷第3	伊勢市鹿海町 3430-85	社の宮公園南側	33-3	
四郷第3	伊勢市鹿海町 171-3	東鹿海バス停付近空地	33-4	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和6年10月27日執行予定 衆議院議員小選挙区)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
沼木第1	伊勢市上野町 187-2	昭和苑会館バス停付近 畑 ※昭和苑入口付近	34-1	
沼木第1	伊勢市上野町 347-1	サンパークタウン伊勢 入口南側山林	34-2	
沼木第1	伊勢市上野町 876-1	旧沼木中学校前バス停付近 畑	34-3	
沼木第1	伊勢市上野町 1280	上野町 広岡バス停付近 塙	34-4	
沼木第1	伊勢市上野町 2857-1	市立上野小学校正門付近 JA伊勢倉庫北側	34-5	
沼木第1	伊勢市上野町 1354-3	沼木地区コミュニティセンター 南向かい側 県道伊勢路伊勢線沿い空地	34-6	
沼木第1	伊勢市上野町 3517	上野第2公園西側 ※いせ上野台	34-7	
沼木第1	伊勢市上野町 1620-1	上野南バス停付近 空地(三角地)	34-8	
沼木第2	伊勢市円座町 1047-3地先	栄団地入口北側 主要地方道伊勢南島線沿い空地	35-1	
沼木第2	伊勢市円座町 1570	円座自治会館 前 畑	35-2	
沼木第2	伊勢市円座町 1266-2	円座消防車庫バス停付近 空地ブロック塀	35-3	
沼木第2	伊勢市神園町 1104	光徳寺前	35-4	
沼木第2	伊勢市神園町 435	神園西バス停付近 空地	35-5	
沼木第3	伊勢市横輪町 159-1	中村屋(横輪茶屋)跡西側空地	36-1	
沼木第3	伊勢市横輪町 330地先	県道横輪南勢線 横輪橋東詰め南側空地	36-2	
沼木第3	伊勢市横輪町 586-6	横輪公民館前 県道横輪南勢線ガードレール	36-3	
沼木第3	伊勢市横輪町 319	桂林寺南向かい側空地	36-4	
沼木第4	伊勢市矢持町下村 409-1地先	みどり保育園南向かい側 県道横輪南勢線沿い空地	37-1	
沼木第4	伊勢市矢持町上村 302-1地先	沼木バス 上村バス停前 県道横輪南勢線沿い空地	37-2	
沼木第4	伊勢市矢持町床ノ木 272-1	沼木バス 床ノ木バス停前	37-3	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和6年10月27日執行予定 衆議院議員小選挙区)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘 要	
二見第1	伊勢市二見町松下 2025	松下区会前公園フェンス沿	38-1	
二見第1	伊勢市二見町松下 556-3	ごみ集積所西側	38-2	
二見第1	伊勢市二見町江 589-1	伊勢夫婦岩ショッピングプラザ (伊勢シーパラダイス)前 国道42号線江交差点北側	38-3	
二見第1	伊勢市二見町江 682-17	江コミュニティセンター付近 堀 (日の出橋付近)	38-4	
二見第2	伊勢市二見町西 185-39	三交バス 西団地前バス停 西向かい側 田	39-1	
二見第2	伊勢市二見町西 866	西コミュニティセンター	39-2	
二見第2	伊勢市二見町西 828	南金谷工務店付近 堀	39-3	
二見第2	伊勢市二見町西 1095-127	測量設計サーベント(有)付近 ブロック堀	39-4	
二見第2	伊勢市二見町今一色 3	旧今一色小学校前フェンス	39-5	
二見第2	伊勢市二見町今一色 155-6	三交バス 廣道バス停付近 堀	39-6	
二見第2	伊勢市二見町今一色 874-436地先	三交バス 今一色バス停	39-7	
二見第3	伊勢市二見町茶屋 420-1	伊勢市役所二見総合支所前	40-1	
二見第3	伊勢市二見町茶屋 536-1	勢語庵付近 堀	40-2	
二見第3	伊勢市二見町茶屋 111-1	伊勢市二見生涯学習センター 西側花壇	40-3	
二見第3	伊勢市二見町三津 769	JR踏み切り付近 堀	40-4	
二見第3	伊勢市二見町莊 1287	莊公民館向側 堀	40-5	
二見第3	伊勢市二見町莊 2068-1	市立旧二見浦保育園前フェンス	40-6	
二見第4	伊勢市二見町山田原 173	山田原公民館前	41-1	
二見第4	伊勢市二見町光の街 684-5	光の街公園入口信号機付近	41-2	
二見第4	伊勢市二見町山田原 179-2	三交バス 山田原バス停付近 畑	41-3	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和6年10月27日執行予定 衆議院議員小選挙区)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
二見第4	伊勢市二見町山田原 439	溝口バス停付近 市道溝口17号線沿い空地	41-4	
二見第4	伊勢市二見町溝口 403	山本医院付近 塀	41-5	
二見第4	伊勢市二見町溝口 229-7	メゾン二見付近 塀	41-6	
小俣第1	伊勢市小俣町宮前 210	松倉公園フェンス	42-1	
小俣第1	伊勢市小俣町宮前 787-3	高畑公民館フェンス	42-2	
小俣第1	伊勢市小俣町宮前 434-2	宮前公園フェンス	42-3	
小俣第1	伊勢市小俣町本町 944	掛橋公園フェンス	42-4	
小俣第1	伊勢市小俣町本町 1335	南本町公民館西側 ユニテカ団地南苑内公園フェンス	42-5	
小俣第1	伊勢市小俣町本町 220	大西学院西側 市道小俣19号線沿い空地 ※JR参宮線掛橋踏切北東側	42-6	
小俣第1	伊勢市小俣町本町 1-1	市立小俣幼稚園横フェンス	42-7	
小俣第2	伊勢市小俣町元町 663-1	市立小俣小学校 小俣総合支所向かい側フェンス	43-1	
小俣第2	伊勢市小俣町元町 769	小俣町交番北東向かい側 市道元町46号線沿い空地	43-2	
小俣第2	伊勢市小俣町元町 492	栄児童公園	43-3	
小俣第2	伊勢市小俣町元町 1037-1	元町ふれあい公園 東側ガードレール	43-4	
小俣第2	伊勢市小俣町元町 202-1地先	県道豊北港小俣線 中小俣交差点東 ごみ集積所フェンス	43-5	
小俣第2	伊勢市小俣町元町 381	若山公園フェンス	43-6	
小俣第2	伊勢市小俣町元町 1282-1	下小俣公民館フェンス	43-7	
小俣第3	伊勢市小俣町相合 493-1	新出公民館フェンス	44-1	
小俣第3	伊勢市小俣町相合 750	市立小俣中学校体育館側フェンス	44-2	
小俣第3	伊勢市小俣町本町 444	市立ゆりかご園フェンス	44-3	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和6年10月27日執行予定 衆議院議員小選挙区)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘 要	
小俣第3	伊勢市小俣町本町 768	上久保公園	44-4	
小俣第3	伊勢市小俣町相合 997	鍬太陽緑地向い側 市道小俣5号線ガードレール	44-5	
小俣第4	伊勢市小俣町相合 888	六軒屋公園前フェンス	45-1	
小俣第4	伊勢市小俣町湯田 83	湯田水源地前フェンス	45-2	
小俣第4	伊勢市小俣町湯田 409-13	美和ロック(株)伊勢工場 南側フェンス	45-3	
小俣第4	伊勢市小俣町湯田 554-1	湯田公民館	45-4	
小俣第4	伊勢市小俣町新村 41地先	おかげバスデマンド 西新村公民館バス停付近 市道小俣26号線フェンス	45-5	
小俣第4	伊勢市小俣町新村 427-4	東新村公園前フェンス	45-6	
小俣第4	伊勢市小俣町明野 1239-1	明野公民館駐車場	45-7	
小俣第5	伊勢市小俣町明野 1055-4	小俣明野保健福祉会館フェンス	46-1	
小俣第5	伊勢市小俣町明野 712-1	明野水源地前フェンス	46-2	
小俣第5	伊勢市小俣町明野 1183	近鉄明野駅南口駐輪場フェンス	46-3	
小俣第5	伊勢市小俣町明野 685	ポリテクセンター伊勢	46-4	
小俣第5	伊勢市野村町 5566-1	野村町公民館フェンス (野村公園)	46-5	
小俣第5	伊勢市小俣町明野 396	JA伊勢明野店南側フェンス	46-6	
小俣第5	伊勢市小俣町明野 418-1	明野北部公園フェンス	46-7	
御薗第1	伊勢市御薗町高向 977-1	新高児童公園	47-1	
御薗第1	伊勢市御薗町高向 2018	(株)松本薬品伊勢支店前	47-2	
御薗第1	伊勢市御薗町高向 686-16	新高公民館前 塀	47-3	
御薗第2	伊勢市御薗町高向 568-1	おかげバス 高向バス停付近 畑	48-1	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和6年10月27日執行予定 衆議院議員小選挙区)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘 要	
御園第2	伊勢市御園町高向 2589-1	高向公民館	48-2	
御園第2	伊勢市御園町高向 423	はじめハウス 塚	48-3	
御園第2	伊勢市御園町高向 2155-2	高向西公園南西側フェンス	48-4	
御園第3	伊勢市御園町長屋 2767	ハートプラザみその	49-1	
御園第3	伊勢市御園町長屋 961-2	伊勢市役所御園総合支所 庁舎東向かい側駐車場	49-2	
御園第3	伊勢市御園町長屋 1074-9	市立御園小学校	49-3	
御園第3	伊勢市御園町長屋 2100-1	伊勢みそのショッピングセンター 北西側駐車場 ※国道23号線長屋2交差点南	49-4	
御園第3	伊勢市御園町王中島 594	王中島公民館	49-5	
御園第3	伊勢市御園町王中島 750-5	王中島児童公園	49-6	
御園第4	伊勢市御園町新開 777	新開公園	50-1	
御園第4	伊勢市御園町上條 1173-1	伊勢市御園B&G海洋センター	50-2	
御園第4	伊勢市御園町上條 88	上條公民館	50-3	
御園第4	伊勢市御園町小林 2375	小林児童公園	50-4	

伊勢市農業委員会告示第 11 号

伊勢市農業委員会第 226 回総会を次のとおり招集します。

令和 6 年 10 月 8 日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和 6 年 10 月 15 日（火）午後 2 時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園総合支所 2－4 会議室
- 3 付議すべき事項
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市公告第 69 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和 6 年 10 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第70号

負傷動物等の収容について

次の動物を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により収容した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

令和6年10月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収容した動物

番号	保護した場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市小俣町 明野	猫	雑種	キジ トラ	雄	大	成猫	

2 収容した日 令和6年10月2日

3 収容期限 令和6年10月7日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第71号

負傷動物等の収容について

次の動物を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により収容した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

令和6年10月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収容した動物

番号	保護した場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市御薮町 高向	猫	雑種	サビ	雌	小	子猫	

2 収容した日 令和6年10月4日

3 収容期限 令和6年10月9日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 72 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、東大淀地区まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 6 年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

事務所の所在地

変更前 伊勢市東大淀町 264 番地 1

変更後 伊勢市東大淀町 134 番地 5